

よう ご かいせつ  
《用語解説》

ぎよう  
【あ 行】

い し けつてい し えん  
■ 意思決定支援

みずか い し けつてい こんなん かか しょう しや にちじようせいかつ しやかいせいかつ かん  
自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関し  
みずか い し はんえい せいかつ おく か のう かぎ ほんにん みずか い し  
て自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思  
けつてい し えん ほんにん い し かくにん い し およ せんこう すいてい し えん つ  
決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても  
ほんにん い し およ せんこう すいてい こんなん ばあい さいご しゆだん ほんにん さいぜん りえき けん  
本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検  
とう じぎようしや しよくいん おこな し えん こういおよ しく  
討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

いりようてき じ  
■ 医療的ケア児

にちじようせいかつおよ しやかいせいかつ いたな こうじようてき いりようてき じんこう こきゆうき こ  
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼  
きゆうかんり かくたんきゆういん た いりようこうい う ふ かけつ じどう さいいじよう  
吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上  
こうこうせいとう ふく  
の高校生等を含む。）

ぎよう  
【か 行】

きよう どう どうしよう  
■ 強度行動障がい

じしよう た がいこうい ほんにん けんこう そこ こうどう しゆうい えいきよう およ こうどう いちじる  
自傷・他害行為など本人の健康を損ねる行動や周囲に影響を及ぼす行動が著し  
たか ひんど お とくべつ はいりよ し えん ひつよう じようたい  
く高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要な状態のこと。

き かんそうだん し えん  
■ 基幹相談支援センター

ちいき そうだん し えん ちゆうかくてき やくわり にな き かん しょうがいしやそうだん し えん じぎようおよ  
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及  
せいねんこうけんせい どうりょう し えん じぎょうなら しんたいししよう しや ちてきしよう しやおよ せいしんししよう しや  
び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者  
たい そうだんとう ぎようむ そうごうてき おこな しせつ  
に対する相談等の業務を総合的に行う施設。

ぎよう  
【さ 行】

かん り せきにんしや  
■ サービス管理責任者

しつ こうじよう はか かんてん しょうがいふくし じぎようしよ はいち ぎむ  
サービスの質の向上を図る観点から、障害福祉サービスの事業所ごとに配置が義務  
づけられており、この利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価等、  
ていきよう ぜんぼん かん せきにん にな た しよくいん たい し どうてきやくわり  
サービス提供プロセス全般に関する責任を担うとともに、他の職員に対する指導的役割  
は もの  
を果たす者。

しやかいてきししようへき  
■ 社会的障壁

しよう しょう にちじようせいかつまた しやかいせいかつ う せいげん げんいん じぶつ  
障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物  
はやくち わ たてもん しせつ きゆう かいだん だんさ くるま ふそく せいど  
(早口で分かりにくい、建物や施設での急な階段や段差、車イストイレの不足など)、制度  
なつとく にゆういん きんじよ ともだち つうがく せいど  
(納得しないまま入院させられることや近所の友達と通学ができないなどといった制度

の問題など)、慣行(昔からの習慣となって行われるものやしきたりなど)、観念(障がいのある人は施設や病院で暮らした方が幸せだといった差別的な考え方など)その他一切のもの。

■ 社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と、各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。

■ 障害者基本法

障がい者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律。

■ 障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的に行うことによって、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

■ 障がい者福祉計画等圏域連絡協議会

北海道障がい福祉計画の推進のため、各障がい者保健福祉圏域における各市町村の障害福祉計画及び障害者計画概要と調整を図り、施策の課題を明らかにし計画の達成を図る目的で各(総合)振興局に設置されている協議会。

■ 障害福祉サービス

障害者総合支援法における、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の各種サービスのこと。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助がある。

◆ 介護給付

<p>居宅介護 (ホームヘルプ)</p>	<p>自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>
<p>重度訪問介護</p>	<p>重度の肢体不自由のある人又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。</p>

どうこうえんご 同行援護	しかくしやう いどう いちじる こんなん ゆう ひと いどう 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動 に必要の情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の 外出支援を行います。
こうどうえんご 行動援護	じ こ はん だん の う り よ く せい げん ひと こう どう 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を 回避するために必要な支援や外出支援を行います。
じゅうどしやうがいしゃどうほうかつ 重度障害者等包括 支援	かいご ひつようせい たか ひと きょたくかい こうどうふくすう 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを 包括的にを行います。
たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	じたく かいご ひと びょうき ばあい たんきかん やかん ふく 自宅で介護する人が病気の場などに、短期間、夜間も含め 施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
りょうようかいご 療養介護	いりよう じょうじかいご ひつよう ひと いりようきかん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、 療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう ひと ひるま にゅうよく はい しよくじ かい 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介 護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供 します。
しょうがいしゃしえんしせつ 障害者支援施設での 夜間ケア等(施設入所 支援)	しせつ にゅうしょ ひと やかん きゅうじつ にゅうよく はい しよくじ 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事 の介護等を行います。

◆ 訓練等給付

じりつ くにんとうきゆうふ 自立訓練 (機能訓練・生活訓 練)	じりつ にちじょうせいかつまた しやかいせいかつ いつていきかん しん 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身 体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行 います。
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いつばん きぎょうとう しゅうろう きぼう ひと いつていきかん しゅうろう ひつよう 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型＝雇车型 B型＝非雇车型	いつばん きぎょうとう しゅうろう こんなん ひと しゅうろう きかい ていきよう 一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供す るとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	いつばんしゅうろう いこう ひと しゅうろう ともな せいかつめん かだい たい 一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、 就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や必要な連 絡調整や指導・助言等を行います。

じりつせいかつえんじょ <b>自立生活援助</b>	ひとりぐ ひつよう りかいりよく せいかつりよく おぎな ていきでき 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
きょうどうせいかつえんじょ <b>共同生活援助</b> (グループホーム)	きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ そうだん にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

■ **情報アクセシビリティ**

じょうほう  
 パソコンやWEBページなどをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく利用できること。

■ **相談支援**

しょうだん し えん  
 障害者総合支援法における、自立支援給付のうち計画相談支援給付及び地域相談支援給付、児童福祉法における、障害児相談支援給付の各種サービスのこと。サービス利用支援、継続サービス利用支援、地域移行支援及び地域定着支援がある。

■ **相談支援専門員**

しょうだん し えんせんもんいん  
 障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者。

【**た 行**】

■ **地域生活支援拠点**

ちいきせいかつ し えんきよてん  
 障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、複数の事業所や機関により構築された、相談、体験の機会、緊急時の対応などの様々な支援を切れ目なく提供していく地域の体制。

■ **地域共生社会**

ちいききょうせいしやかい  
 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。

## ■ 地域包括ケアシステム

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している。

## 【は行】

### ■ パブリックコメント

意見公募の手続きのこと。

### ■ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例

障がい者にとって様々な意思疎通の方法があることや、手話が言語であることなどについて道民に対し広く周知するとともに、意思疎通を円滑に行うための支援をより一層進めていくことを目的として制定した二つの条例。

北海道意思疎通支援条例は、障がい者の意思疎通支援に関する施策を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会を実現することを目的としている。

北海道手話言語条例は、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話が言語の一つとして尊重され、聴覚障がい者等があらゆる場面で手話を使用できる社会を実現することを目的としている。

### ■ 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会

北海道障がい者条例に基づき道本庁に設置されている機関であり、知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図る北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部の所掌事項に関する連絡調整を行う組織。

### ■ 北海道障がい者施策推進審議会

障害者基本法第36条に規定する、都道府県に置かなければならない合議制の機関で、北海道の障害者計画を策定するに当たっての意見聴取や、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、その実施状況を監視するもの。

### ■ 北海道自立支援協議会

障害者総合支援法第78条で規定する、都道府県に設置する機関で、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の構築を目指し、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について有識者等から幅広く意見聴取等を行う

きょうぎかい  
協議会。

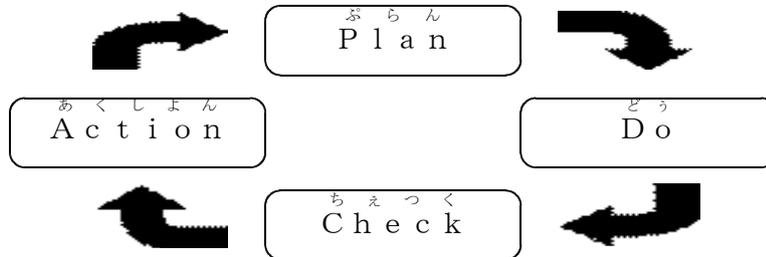
びーでいーしーえー

■ P D C Aサイクル

せつてい もくひょう たつせい む けいかく りつあん けいかく もと かつどう じつこう かつどう  
設定した目標の達成に向け計画を立案し、その計画に基づき活動を実行、その活動  
けつか ぶんせき ひょうか おこな もくひょう けいかく みなお おこな  
の結果について分析・評価を行い、目標や計画の見直しを行うサイクル。

びーでいーしーえー

(P D C Aサイクルのイメージ)



- |                           |     |  |
|---------------------------|-----|--|
| けいかく ぶらん<br>計画 (Plan)     | ・・・ | もくひょう せつてい もくひょうたつせい む かつどう りつあん<br>目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する |
| じつこう どう<br>実行 (Do)        | ・・・ | けいかく もと かつどう じつこう<br>計画に基づき活動を実行する                         |
| ひょうか ちえつく<br>評価 (Check)   | ・・・ | かつどう じつし けつか はあく ぶんせき こうさつ まな<br>活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ) |
| かいぜん あくしよん<br>改善 (Action) | ・・・ | こうさつ もと けいかく もくひょう かつどう みなお<br>考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする     |